

給水装置工事の手引



このパンフレットは、
給水装置の工事全般に
ついて説明しています。

も く じ

1 給水装置はお客さまの財産です	1
2 給水装置の工事は指定業者へ	2
3 給水装置の工事の申請	3
4 工事の流れ	4
5 京都市の給水方式(集合住宅・事務所ビル等)	5
6 直結式給水	7
(1) 直結式給水の種類	7
(2) 直結式給水の適用条件	8
7 受水槽式給水	9
(1) 受水槽式給水の種類	9
(2) 受水槽式給水の適用条件	10
8 貯水槽水道の管理	11
(1) 貯水槽水道とは？	11
(2) 利用者の皆さまへ	11
(3) 設置者の皆さまへ	12
9 工事に掛かる費用について	13
(1) 費用の負担	13
(2) 工事に掛かる費用	13
(3) 加入金について	14
(4) 負担金について	15
10 維持管理	16
(1) 水漏れのチェック方法	16
(2) 蛇口の水漏れ	16
(3) 蛇口の水がこんなときは	17
(4) 冬の凍結防止	17
(5) 水道メーターの取替え	18
11 鉛製給水管について	19
(1) 鉛製給水管とは	19
(2) 鉛の水質基準強化	19
(3) お客さまへのお願い	19
(4) 鉛製給水管取替工事助成金制度	20
12 京都市上下水道局への連絡先	21
(1) 営業所の連絡先	21
(2) 給水工事事務所の連絡先	22

京の水からあすをつくる

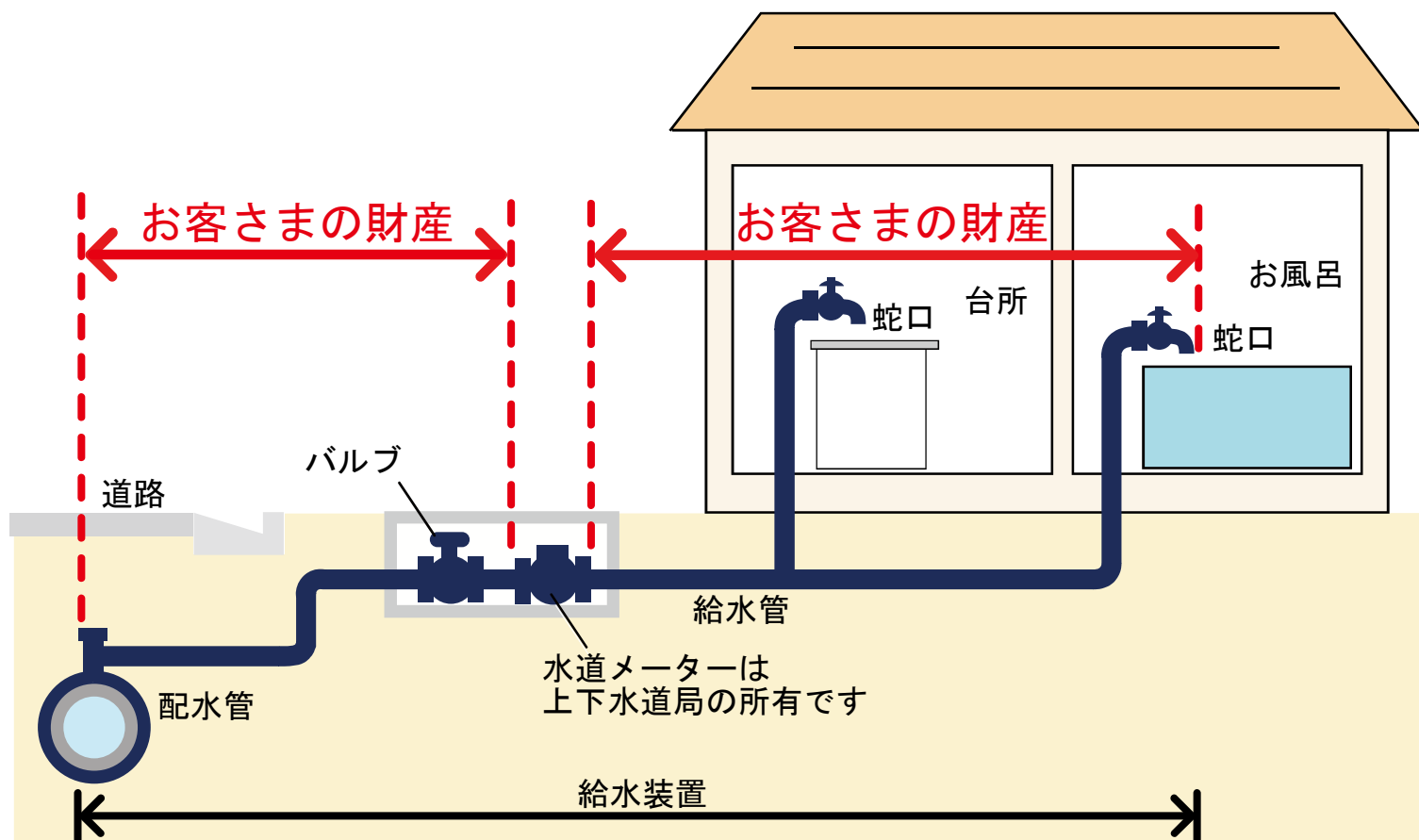


京都市上下水道局

Kyoto City Water Supply and Sewerage Bureau

1

給水装置はお客さまの財産です



給水装置とは

道路の下に布設されている配水管の分岐部分から末端の蛇口に至るまでに使用されている給水管や蛇口を「給水装置」といいます。

給水装置はお客さまの財産です

給水装置は水道メーターを除いて、すべてお客さまの財産です。そのため、お客さまのご負担により工事をしていただく必要があります。

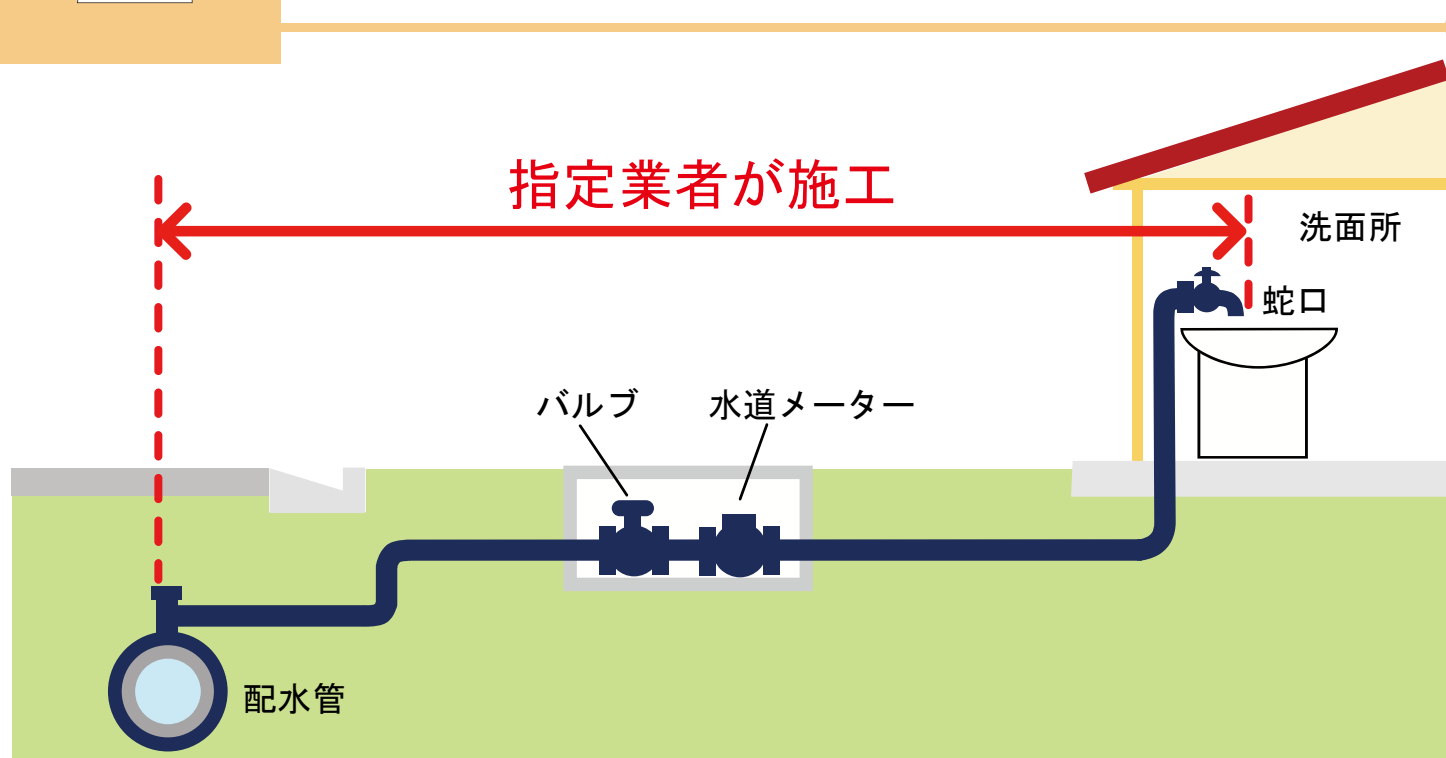
水道メーターは上下水道局が所有しており、検針や水道メーターの取替え (p. 18)を行います。

給水装置工事とは

- 新設 … 新たに給水装置を設置する工事
- 改造 … 給水管の増径、管種変更など、給水装置の原形を変える工事
- 増設 … 既設の給水装置に給水管等を増設する工事
- 撤去 … 給水装置の一部又は全部を撤去する工事
- 修繕 … 給水装置の原形を変えないで給水管、蛇口を修理する工事

2

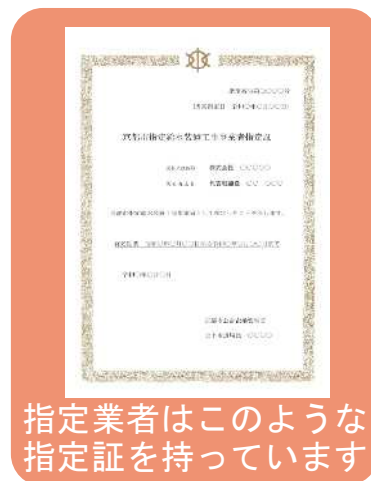
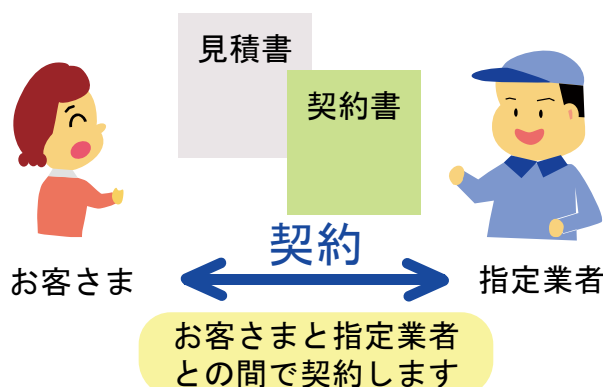
給水装置の工事は指定業者へ



指定業者ってなに？

指定業者とは、正式には「**京都市指定給水装置工事事業者**」といいます。
水道法及び京都市水道事業条例の定めにより、給水装置工事は上下水道局が指定した工事業業者でなければ施工できません。

工事の契約について



給水装置工事をされる場合は、お客さまが指定業者に依頼し、契約をしてください。
契約の前には、トラブルを防ぐために複数の指定業者に見積りを依頼し、**工事金額を確認して、お客さまが納得されたうえで契約していただきますようお願いいたします。**

指定業者は上下水道局のホームページ、担当の給水工事事務所、営業所又はお客さま窓口サービスコーナー(p. 21～22、裏表紙)でご紹介しています。

上下水道局ホームページ <https://www.city.kyoto.lg.jp/suido/>

3

給水装置の工事の申請

重要

**給水装置を改造する工事を行う場合は
給水工事事務所への申請が必要です**

給水装置の工事の申請とは？

水道メーターの下流側（宅地内）で、蛇口などの給水栓を増やすときや、給水管を延長するとき、又は水道メーターの口径を変更（増径・減径）するときは、給水工事事務所への申請が必要です。水道法及び京都市水道事業条例の定めにより、給水装置工事は上下水道局が指定した工事業者でなければ施工できません。ただし、給水装置の軽微な変更については、指定の工事業者でなくても施工できます。

Q 全ての工事で申請が必要？

A 次のような工事には、申請が不要です

①軽易な給水装置工事…

給水管の取替えを伴わない漏水修繕、延長5m以下の給水管の取替え、止水栓ボックスその他のきょう類の取替など

②給水装置の軽微な変更…

単独水栓の取替え及び補修並びにこま、パッキン等給水装置の末端に設置される給水用具の部品の取替え（配管を伴わないものに限る）

基準に適合した給水材料の使用

給水材料は、水道法第16条に規定された構造材質基準に適合したものを使用してください。構造材質基準に適合しない給水材料を使用していることが確認できた場合は、給水を停止することがあります。

違法な配管

以下のような配管がされた給水装置は、水質面で問題となり、水道法に違反する行為なので禁止です。適正な工事のためにも、**改造工事の設計、施工、申請手続きは、指定業者を通じて行ってください**。指定業者は上下水道局のホームページ、担当の給水工事事務所、営業所又はお客さま窓口サービスコーナー（p. 21～22、裏表紙）でご紹介しています。

違法な配管の例

- ・ 井戸水の配管と、水道水の配管を接合すること（クロスコネクション）。
- ・ 日本産業規格（JIS）や日本水道協会（JWWA）などの第三者認証、自己認証を受けていない給水器具を給水管に直接接続すること。

4

工事の流れ

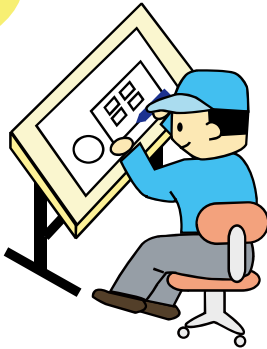
1 調査



まず最初に、指定業者が現地の状況を把握するために必要な調査を行います。

調査の内容によっては、事前調査と現地調査により確認するものがあります。お客さまのお宅にお伺いすることがありますので、ご協力をよろしくお願いします。

2 設計



指定業者は調査に基づき、給水装置の設計を行い、設計書を作成します。

指定業者は、工事着手前に設計書を上下水道局に申請して、その設計が法令や条例に適合しているかの審査を受けます。これを「設計審査」といいます。

3 施工



指定業者は、設計審査に合格した設計書に基づき施工します。

工事は、水道法及び京都市水道事業条例の定めにより**上下水道局が指定した指定業者でなければ施工できませんので、ご注意ください。**

4 完成



工事の完成と同時に上下水道局が設計書どおりに出来上がっているか「しゅん工検査」を行います。この検査に合格して工事の完成となり、お客さまにお引き渡しされることとなります。

5

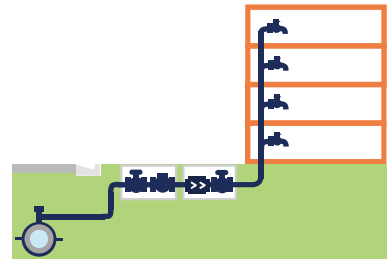
京都市の給水方式

(集合住宅・事務所ビル等)

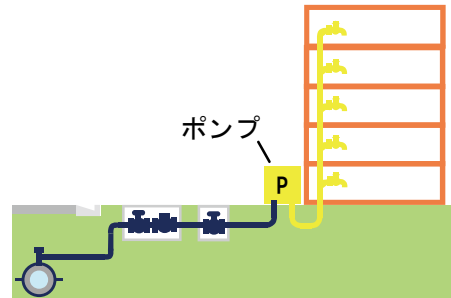
京都市の
給水方式

直結式給水

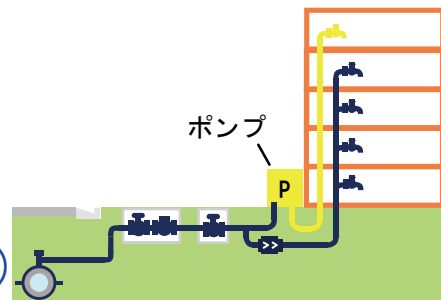
直結直圧式
(5階建て以下)



直結増圧式
(3階建て以上)

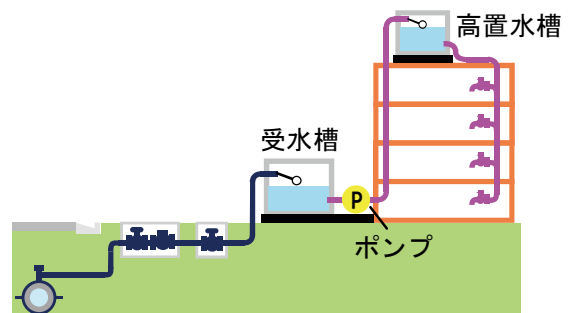


ゾーニング式
(直結直圧・増圧併用式)

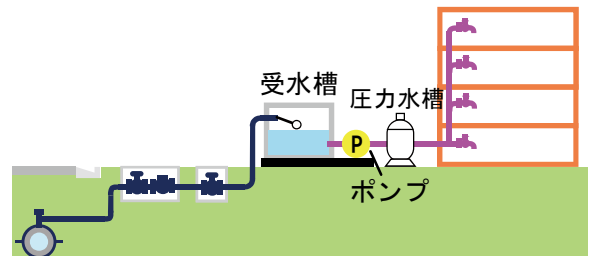


受水槽式給水

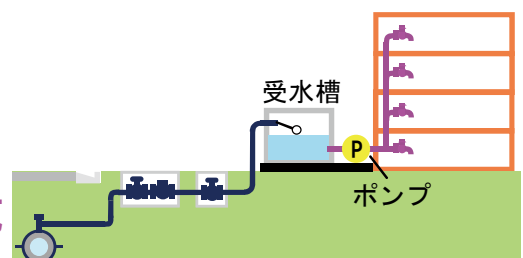
高置水槽式



圧力水槽式



ポンプ直送式



直結式給水

配水管から水を直接給水する方式

長所

- 1 受水槽及び高置水槽の定期的な清掃や保守管理が不要
- 2 受水槽及びポンプ機器の設置スペース、費用が不要
- 3 配水管から直接給水された水を飲むことができる
- 4 直結直圧式の場合、ポンプを使用しないため、停電時にも給水ができ、電気料金が不要

短所

- 1 水を貯めることができないので、配水管の断水時及びメーター取替時には直ちに給水が停止するため、常に水を必要とする建築物には向かない
- 2 一時的に多量の水を使用する建築物には向かない
- 3 直結直圧式の場合、配水管の水圧が変動すると蛇口の水の出が安定しないことがある

受水槽式給水

受水槽に水を貯めて給水する方式

長所

- 1 受水槽に水を貯めることができるので、配水管が断水したときにもある程度の水を確保できる
- 2 一時的に多量の水を使用することが可能
- 3 給水圧、給水量をポンプにより一定に保持できる

短所

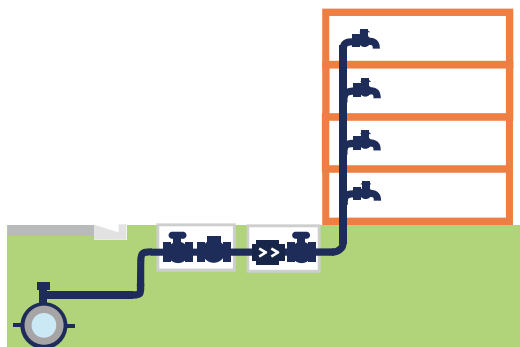
- 1 受水槽の定期的な清掃が必要であり、衛生管理を適切に行わないと水質低下を招く
- 2 受水槽及び高置水槽の設置スペースや費用が必要
- 3 高置水槽を設けない場合、停電やポンプが故障したときには断水する
- 4 濁水が流入した場合、復旧に時間がかかる

6

直結式給水

(1) 直結式給水の種類

ア 直結直圧式



方式

配水管の水圧のみで上層階まで給水する方式

適用

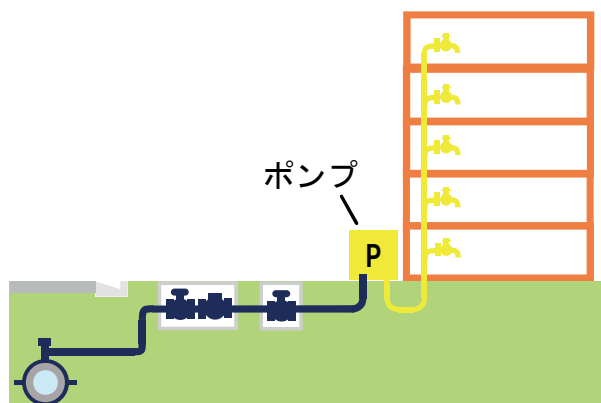
5階建て以下の建築物

水圧条件

3階建て一般個人住宅	0.196MPa以上
※3階建て建築物	0.245MPa以上
※4階建て建築物	0.294MPa以上
※5階建て建築物	0.343MPa以上

※ 直結直圧式の水圧条件を満たさない場合でも、直結増圧式給水とすることができます。詳細は担当の給水工事事務所(p.22)にご確認ください。

イ 直結増圧式



方式

給水管の途中にポンプを設置し、圧力を増して給水する方式

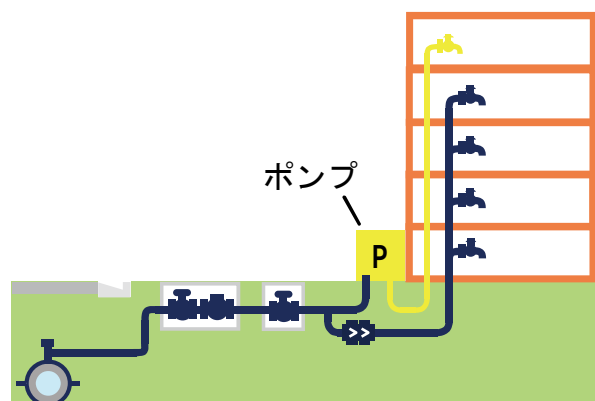
適用

3階建て以上の建築物

水圧条件

0.196MPa以上

ウ ゾーニング式(直結直圧・増圧併用式)



方式

一つの建築物の中で、直圧式と増圧式を併用して給水する方式

適用

3階建て以上の建築物

水圧条件

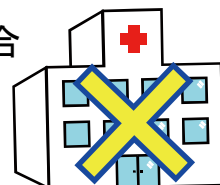
3階まで直結式の場合	0.245MPa以上
4階まで直結式の場合	0.294MPa以上
5階まで直結式の場合	0.343MPa以上

(2) 直結式給水の適用条件

直結式給水を適用する場合に必要な主な条件は以下のとおりです。

条件1：以下の要件に該当しないこと

- ア 配水管の水圧変動に拘らず、常時一定の水圧及び水量を必要とする場合
- イ 一時的に多量の水を必要とする場合
- ウ 災害・事故等による断減水時にあっても、常時給水を必要とする場合
 例：病院
 （入院施設のあるもの及び透析等断水による影響があるもの）
 小・中・高・大学校
 （保育園、幼稚園、専門学校、看護学校等でプール設備のあるもの）
- エ 水道メーターの取替え等の断水時にあって影響が大きい場合
 例：ホテル・旅館
 （水道メーター口径φ50mm以下のホテル・旅館を除く）
 スーパーマーケット、百貨店
 （食品冷却機、電子計算機等の冷却用水に供給する場合）
- オ 毒物、劇物、薬品等の危険な化学薬品を取扱う工場、事業所及び
 研究所など
 例：化学工場、めっき工場



条件2：水圧条件

種類	給水方式	水圧条件
3階建て一般個人住宅	直結直圧式給水	0.196MPa以上
3階建て建築物		0.245MPa以上
4階建て建築物		0.294MPa以上
5階建て建築物		0.343MPa以上
3階建て以上の建築物	直結増圧式給水	0.196MPa以上
	ゾーニング式給水	3階まで直圧式の場合 0.245MPa以上
		4階まで直圧式の場合 0.294MPa以上
		5階まで直圧式の場合 0.343MPa以上

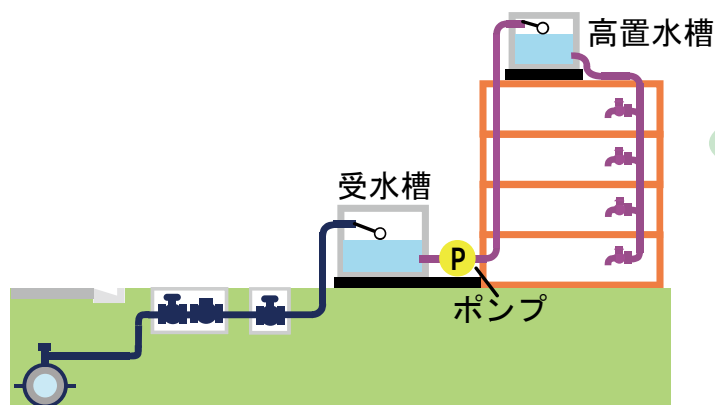
- 直結式給水を導入する場合、道路下に布設されている配水管の水圧が上記の条件を満たす必要があります。
- 配水管の水圧については、担当の給水工事事務所 (p. 22) でご相談ください。
 配水管の水圧の情報は、直結式給水の適用可否に大きく関わるため、お電話ではお答えしかねます。

7

受水槽式給水

(1) 受水槽式給水の種類

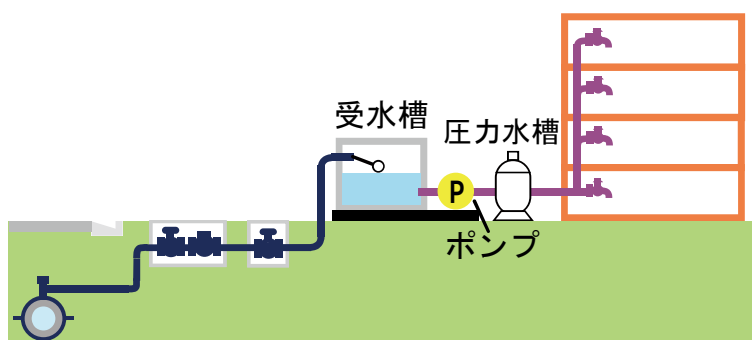
ア 高置水槽式



方式

受水槽に貯めた水をポンプで高置水槽にくみ上げ、自然流下により給水する方式

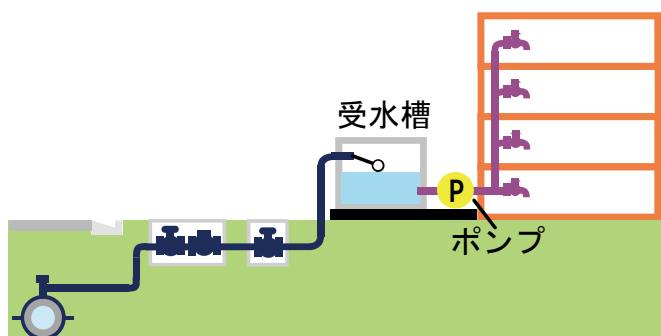
イ 圧力水槽式



方式

受水槽に貯めた水をポンプで圧力水槽に貯え、その内部圧力により給水する方式

ウ ポンプ直送式



方式

受水槽に貯めた水をポンプにより給水する方式

(2) 受水槽式給水の適用条件

受水槽式にしなければならないのは、以下のようなときです。

- ア 直結式給水の適用条件に適合しない場合
- イ 配水管の水圧変動に拘らず、常時一定の水圧及び水量を必要とする場合
- ウ 一時的に多量の水を必要とする場合
- エ 災害・事故等による断減水時にあっても、常時給水を必要とする場合
例：病院（入院施設のあるもの及び透析等、断水による影響があるもの）
小・中・高・大学校
（保育園、幼稚園、専門学校、看護学校等でプール設備のあるもの）
- オ 水道メーターの取替え等の断水時にあって影響が大きい場合
例：ホテル・旅館
（水道メーター口径φ75mm以上）
スーパーマーケット、百貨店
（食品冷却機、電子計算機等の冷却用水に供給する場合）
- カ 毒物、劇物、薬品等の危険な化学薬品を取扱う工場、事業所及び研究所など
例：化学工場、めっき工場



悪質な業者にご注意を!!

上下水道局の職員を装った、悪質な業者にご注意ください。
上下水道局では、以下のようなことは行っておりません。

- 給水管、排水管の清掃や修繕の勧誘
- 浄水器、活水器の取付けの勧誘
- お客さまから依頼のない水質検査

不審に思われた場合は、身分証明書の提示を求めてください。契約は即決を避け、十分検討してからにしましょう。



不審に思われたときは

上下水道局にご相談ください （連絡先はp. 21～22、裏表紙に掲載されています）

悪質商法の被害に遭われたときは

消費生活総合センターにご相談ください

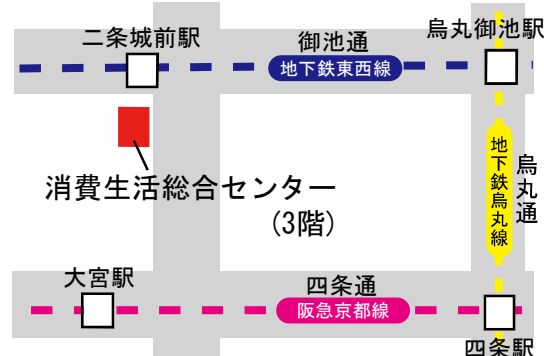
住所：京都市中京区西堀川通御池下る西三坊堀川町521
中京区総合庁舎3階
（地下鉄二条城前駅1番出口徒歩3分）

電話：(075) 366-1319

受付：平日 午前9時～午後5時

※ 土日祝の緊急時の相談は以下の窓口へ。

独立行政法人国民生活センター
188(市外局番なし) 土日祝のみ(年末年始除く)
午前10時～午後4時 電話相談のみ

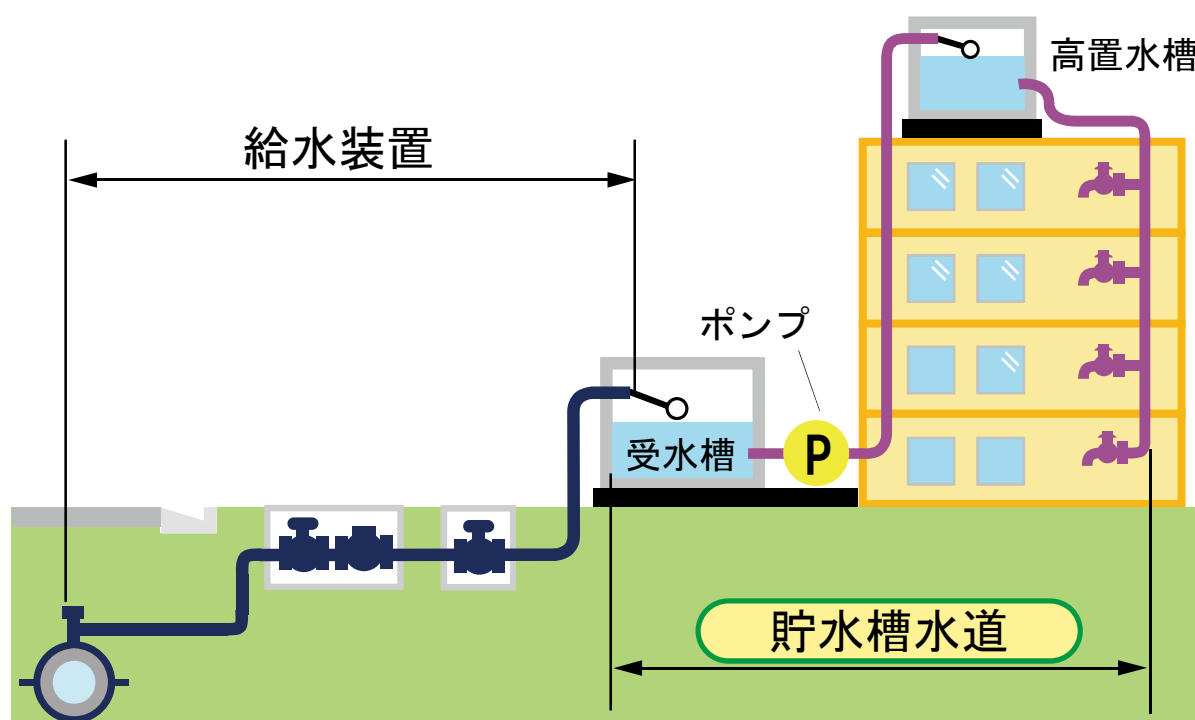


8

貯水槽水道の管理

(1) 貯水槽水道とは？

受水槽式給水において、受水槽の規模に関係なく建物内の水道の総称として「貯水槽水道」が水道法に定義されています。「貯水槽水道」とは、水道水の供給を受ける受水槽の有効容量が 10m^3 を超える「簡易専用水道」と受水槽の有効容量が 10m^3 以下の「小規模貯水槽水道」の総称です。



(2) 利用者の皆さまへ

上下水道局では、飲料水を供給する立場から次のような業務を行っています。

ア 貯水槽水道設置者への指導、助言及び勧告

貯水槽水道の適正な管理、法令による検査の受検、定期的な自主検査の指導

イ 貯水槽水道利用者への管理等に関する情報提供

利用者の皆さまからご依頼があったとき、ご家庭の蛇口で以下の検査を行い、その結果を口頭でお知らせします。

ウ 貯水槽水道管理状況調査

目視による受水槽の外観調査と簡易な水質検査を行います。

ご家庭の蛇口での水質検査項目

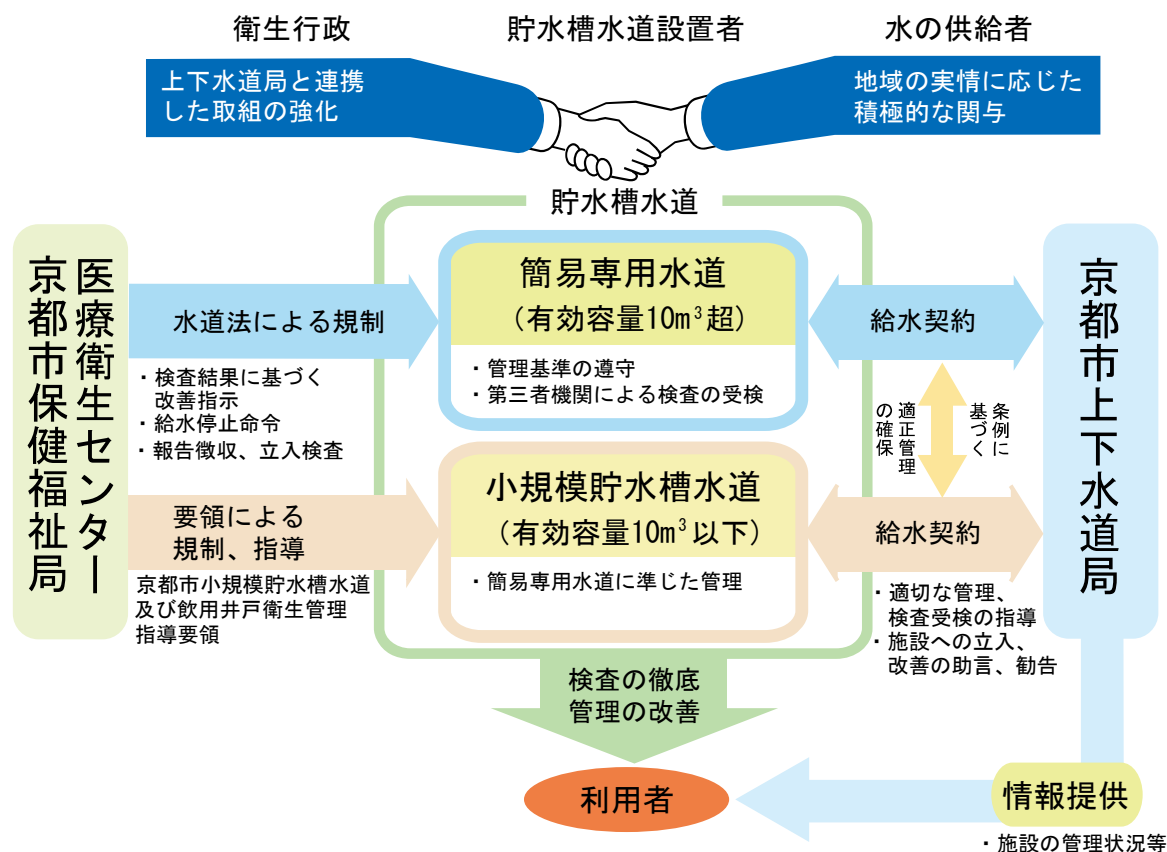
臭気、色、濁り、残留塩素の有無を実施

水質検査の依頼

担当の営業所 (p. 21、裏表紙) にご連絡ください。



(3) 設置者の皆さまへ



ア 医療衛生センターへの届出

貯水槽水道を設置するときは、医療衛生センターに届出が必要となります。
医療衛生センターの連絡先は裏表紙をご覧ください。

イ 検査の受検

	受水槽の有効容量	規制	検査の頻度
簡易専用水道	10m³超	水道法施行規則	毎年1回以上定期（義務）
小規模貯水槽水道	10m³以下	京都市小規模貯水槽水道及び飲用井戸衛生管理指導要領	毎年1回以上定期（努力義務）

貯水槽水道の検査は、国土交通大臣及び環境大臣が登録する検査機関（登録検査機関）に依頼し、受検していただく必要があります。
登録検査機関のリストは、国土交通省及び環境省ホームページに掲載されています。

ウ 日常の点検

日頃から受水槽の点検を実施してください。また、水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、直ちに給水を停止し、利用者に知らせるとともに、速やかに対策を講じてください。

9

工事に掛かる費用について

重要

工事に掛かる費用はお客さまのご負担です

(1) 費用の負担

給水装置はお客さまの財産(p. 1)であり、工事に掛かる費用はすべてお客さまのご負担となります。給水装置の工事は、水道法及び京都市水道事業条例の定めにより指定業者以外は施工することができません(p. 2)。

(2) 工事に掛かる費用

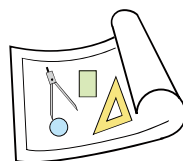
工事に掛かる費用 = 給水装置の工事費 + 路面復旧費 + 加入金 + ※負担金

※負担金については、周辺の配水管の状況によって発生する場合があります

給水装置の工事費

給水装置の工事を施行するために必要な費用です。

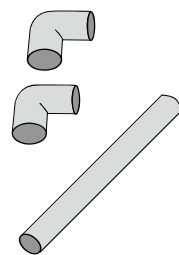
一般に、工事に必要な材料費・機械器具の運搬費・現場作業の労力費・保険料などが含まれます。**工事費については、指定業者によって異なりますので、複数の指定業者から工事費の見積りをとっていただき、お客さまの判断で契約していただきますようお願いいたします。**



路面復旧費

給水装置の工事をを行った道路を復旧するために必要な費用です。

工事箇所が公道の場合に、上下水道局が受託して、お客さまの費用で道路の復旧工事を行います。ただし、私道の場合は、お客さま自身で復旧工事をしていただく必要があります。



加入金

給水装置を新設又は増径される場合に上下水道局に定められた金額を納めていただいております。詳しくは、p. 14をご覧ください。

負担金

周辺の配水管の布設状況によっては、お客さまに負担を求める場合があります。詳しくは、p. 15をご覧ください。



参考 上下水道局が定める指定業者への手数料について

上下水道局が実施する設計審査及びしゅん工検査には、別途手数料が必要になります。

手数料の金額については、上下水道局のホームページでご確認していただくか、担当の給水工事事務所(p. 22)にお問い合わせください。

上下水道局ホームページ <https://www.city.kyoto.lg.jp/suido/>

(3) 加入金について

京都市水道事業条例第24条の2に基づき、給水装置を新設されるとき又は既にある給水装置をより大きい口径に改造されるときは、工事着手前に下の表の金額を「加入金」として納めていただいております。

なお、給水装置をより大きい口径に改造されるときは、改造後の口径との加入金の差額を納めていただく必要があります。

■新設（新しく給水装置を設置する場合）

単位：円（消費税込み）

口径	13mm	20mm	25mm	40mm	50mm	75mm	100mm	150mm	200mm
加入金	49,500	99,000	148,500	506,000	902,000	3,278,000	10,076,000	27,500,000	58,300,000

■改造（既設の給水装置を増径する場合）

単位：円（消費税込み）

		② 改造後の口径							
		20mm	25mm	40mm	50mm	75mm	100mm	150mm	200mm
① 既設管の口径	13mm	0	99,000	456,500	852,500	3,228,500	10,026,500	27,450,500	58,250,500
	20mm		49,500	407,000	803,000	3,179,000	9,977,000	27,401,000	58,201,000
	25mm			357,500	753,500	3,129,500	9,927,500	27,351,500	58,151,500
	40mm				396,000	2,772,000	9,570,000	26,994,000	57,794,000
	50mm					2,376,000	9,174,000	26,598,000	57,398,000
	75mm						6,798,000	24,222,000	55,022,000
	100mm							17,424,000	48,224,000
	150mm								30,800,000

- 給水装置を13mmから20mmに増径しようとする場合に限り、加入金の差額は免除しています（京都市水道事業条例 第24条の2）。
- 同口径の改造の場合に加入金は不要です。
【例】40mm→40mmの改造 加入金 = 0円
- 小さい口径に減径する場合、加入金の差額を還付することはできません。
（京都市水道事業条例 第24条の2）
【例】40mm→20mmに減径

(4) 負担金について

京都市水道事業条例 第24条の3

給水の申込みその他の管理者が定める行為により必要を生じた水道施設の設置又は増強に要する費用については、その原因者に負担させるものとする。

ア 負担金制度の条例化

(ア) 施行日 昭和54年10月1日

(イ) 目的 負担金制度について客観的な基準を設けることにより、できる限りの負担の公平化を図り、広く市民の皆さまに公示し、ご理解していただくため。

イ 負担金制度とは

給水の申込み、開発行為、市街地再開発及び建築物の新築・増改築等により水道施設(貯水施設、取水施設、導水施設、浄水施設、送水施設及び配水施設(配水管、補助配水管、貯水槽を含む増圧施設及び用地をいう))の設置・増強又は周辺の整備を必要とする場合の費用は、お客さまに応分の負担を求める制度です。

ウ 負担金制度の考え方(配水施設)

当該用地の需要水量を配水できる配水管の口径を「必要口径」とします。

当該用地前面の道路下に必要口径以上の配水管が布設されていなかった場合、負担金が必要となります。また、前面道路下に必要口径以上の配水管が布設されている場合でも、水理計算等による基準判定で配水管の増径工事等が必要と判定された場合、負担金が必要となります。

このとき、必要口径以上の配水管を取出点とし、当該用地又は給水引込み箇所までの配水管布設工事等に要する費用を負担金として納めていただきます。

なお、配水施設以外の水道施設の設置・増強等が必要な場合については、その都度協議していただくようお願いいたします。

給水管の口径	配水管の口径	
	必要口径※	取出点
20mm	25mm	25～300mm
25mm	40mm	40～300mm
40mm	50mm	50～300mm
50mm	75mm	75～300mm
75mm	100mm	100～300mm
100mm	150mm	150～300mm
150mm	200mm	200～300mm
200mm～	別途協議が必要	

※ 配水管の口径が「必要口径」を満たさない場合は、負担金が必要となります。

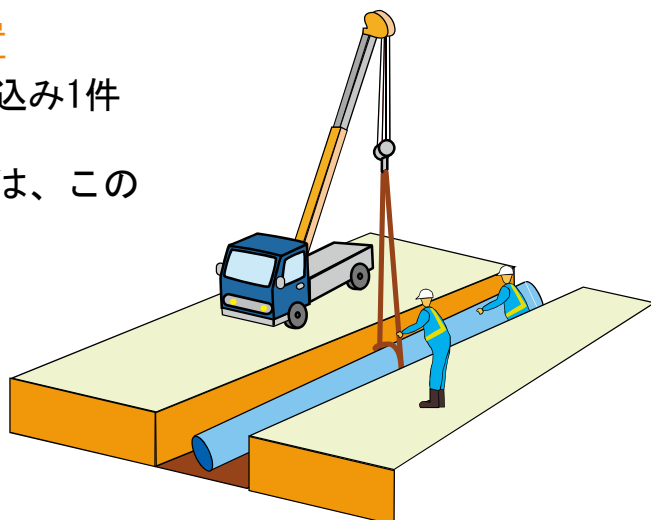
エ 一般個人住宅に係る負担金の軽減措置

一般個人住宅等に係る負担金は、給水の申込み1件につき15m相当額を減じて得た金額とします。

ただし、建売住宅(注文建築含む)については、この制度を適用することはできません。

オ 負担金についての協議

負担金制度の内容及び金額に関する協議は担当の給水工事事務所(p. 22)で受け付けています。



10

維持管理

(1) 水漏れのチェック方法

水道料金の請求が急に高くなるなど、水漏れしているのかな？と思われたときは、ご家庭の蛇口を全て閉めて、水道メーターのパイロットをご確認ください。パイロットが回っている場合は、水漏れが発生しています。お近くの指定業者へ修理の依頼をしてください。指定業者は上下水道局のホームページ、担当の給水工事事務所、営業所又はお客さま窓口サービスコーナー(p. 21～22、裏表紙)でご紹介しています。



(2) 蛇口の水漏れ

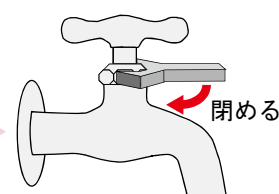
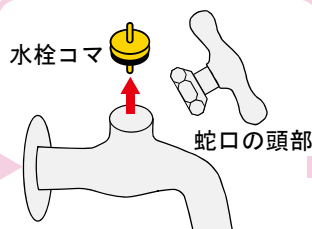
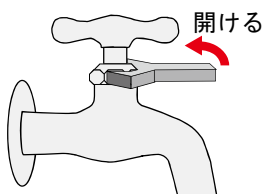
ご家庭で蛇口の水漏れが起こった場合、ほとんどが水栓コマやパッキンを取り替えるだけで直ります。

軽微な変更

蛇口の水栓コマやパッキンの取替えは、指定業者又はお客さまご自身でも取り替えることが可能です。

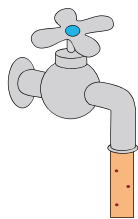
水栓コマやパッキンの取替え方法

- ① メーターボックス内のバルブを閉めてください。
(道路部分にあるお宅は止水栓キーで閉めてください。)
- ② 蛇口を全開にして、スパナで蛇口頭部を外してください。
- ③ 蛇口の中にあるパッキンや水栓コマを取り出し、新しいものに取り替えます。
- ④ 水栓コマを入れ、蛇口の頭部をスパナでしっかりと閉めてください。これで出来上がりです。



(3) 蛇口の水がこんなときは

赤い水が出る



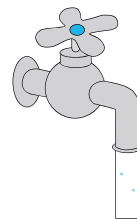
原因

- ① ご家庭の給水管がさびている
- ② 水道工事などにより鉄さびが混入

対策

- ① 給水管の取替え
- ② 担当の営業所 (p.21、裏表紙) へ連絡

白い水が出る



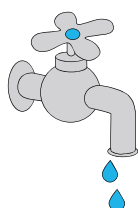
原因

給水管に入った空気が無数の小さな泡となって水に混ざっている

対策

しばらく水を出して放置すると、泡は消えて澄んだ水になる

水の出が悪い



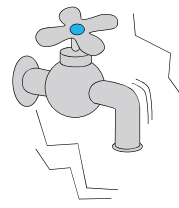
原因

- ① 給水管が古くなり鉄さびが詰まっている
- ② 地中で水漏れが起きている

対策

担当の営業所 (p. 21、裏表紙) へ連絡

ガタガタ音がる



原因

- ① 蛇口のパッキンがすり減っていることによる振動
- ② 給水管内を流れていた水が急に止まったときの水圧による振動

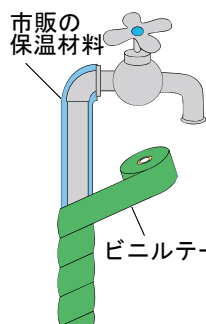
対策

- ① 蛇口のパッキンの取替え
- ② 蛇口をゆっくりと閉めるようにする
直らない場合は担当の営業所 (p. 21、裏表紙) へ連絡

(4) 冬の凍結防止

冬に気温が下がると、ご家庭の給水管が凍って水が出なくなったり、破損したりします。このような事故を防ぐために、ご家庭の給水装置の点検をお願いします。

凍結を防ぐ方法



- ① 市販の保温材料(ウレタン等のチューブ)を給水管に取り付ける
- ② 保温材料が濡れないよう、ビニルテープを下から巻き上げてください
- ③ 低温注意報発令(マイナス4度以下)のとき、浴槽などに少しずつ水を出しておく

凍って水が出ないとき



気温の上昇により自然に解凍するのを待つか、蛇口を開いてタオルを被せ、その上からゆっくりとぬるま湯をかけてください。

⚠️ ご注意

給水管が破損するおそれがありますので、決して熱湯はかけないでください。

凍って水道管が破損したとき



水道メーターのボックスにあるバルブを閉めていただき、お近くの指定業者へ修繕をお申し込みください。

また、長期間、家を留守にするときは、破損したときの漏水を防ぐためにバルブを閉めてください。

指定業者は上下水道局のホームページ、担当の給水工事事務所、営業所又はお客さま窓口サービスコーナー (p. 21～22、裏表紙) でご紹介しています。

(5) 水道メーターの取替え

上下水道局所有の水道メーターを無料で取り替えます。

水道メーターを使用する有効期限は8年以内と計量法で定められています。

上下水道局では、有効期限を迎える水道メーターを順次、無料で取替えしておりますので、皆さまのご協力をお願いします。

なお、取替えの作業は上下水道局が委託した業者が行います。

取替えの流れ

① ご家庭への「水道メーター取替えのお知らせ」の配布

お知らせには、お客さまのお名前、お客さま番号、水道メーターの取替え予定期間を記載しておりますので、ご確認ください。水道メーターが屋内にある場合や鍵付きガレージ内又は取替え時の立会いをご希望される場合は、日時を調整させていただきますので、委託業者までご連絡ください。

なお、水道メーターの取替えに関する全般的な内容については、給水工事事務所（南部担当）（TEL:672-3126）へお問い合わせください。

② 取替え作業の実施

作業担当者が水道メーターを取り替えさせていただきます。

一般的に、作業時間は5～10分程度です。この間、一時的に断水するなどのご不便をおかけしますが、ご協力をお願いします。

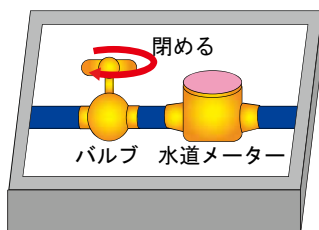


ご注意

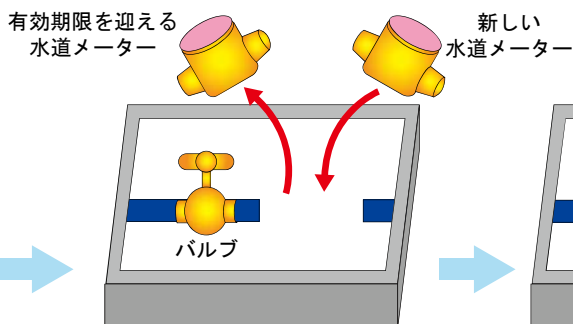
メーターボックス内に活水器などの器具をつないだり、コンクリートで固定したりしないでください。また、メーターボックスの上に物（ごみ箱や植木鉢など）を置くことや、近くに犬をつなぐことは水道メーター取替え作業の支障となりますのでお止めください。

取替え作業の手順

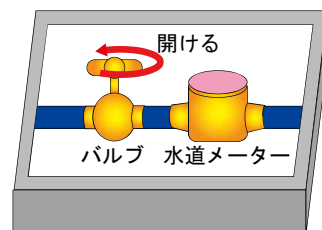
- ① メーターボックス内のバルブを閉めます。



- ② 有効期限を迎えるメーターを新しいメーターに取り替えます。



- ③ バルブを開けます。これで新しいメーターに取り替えることができました。



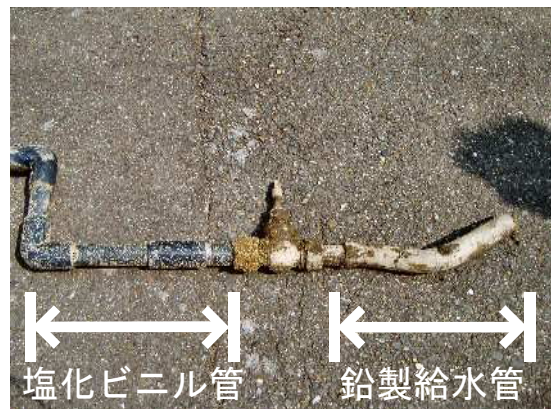
11

鉛製給水管について

(1) 鉛製給水管とは

鉛でできた給水管のことで、加工がしやすく柔軟性があるため、以前は配水管からの分岐部分などの給水管に使用されていました。

京都市では漏水防止の観点から昭和60年に使用を中止しています。



(2) 鉛の水質基準強化

平成15年4月から長期的な視点において、より安全性を高めるために、水道水における鉛の水質基準が0.05mg/Lから0.01mg/Lに強化されました。

鉛の水質基準強化

平成15年4月

0.05 mg/L ⇒ 0.01 mg/L

Q 鉛製給水管を使用している場合、水質は大丈夫？

A 大丈夫です

市内で実施した調査結果では、鉛製給水管を使用されている場合であっても、通常の使用状態であれば、現行の水質基準に適合しており安全性には問題ありません。

(3) お客様へのお願い

朝方や留守などで長時間水道水を使用されなかった場合は、給水管に残っている水の塩素(消毒用)が少なくなっていたり、鉛がわずかに溶出していたりする場合があります。

使い始める水は、バケツ1杯程度(10L)を飲み水や炊事以外の用途にお使いになることをおすすめします。



使い始めに水洗便所を使用されますと、給水管に残っている水は新しい水に入れ替わるので、おすすめです。

(4) 鉛製給水管取替工事助成金制度

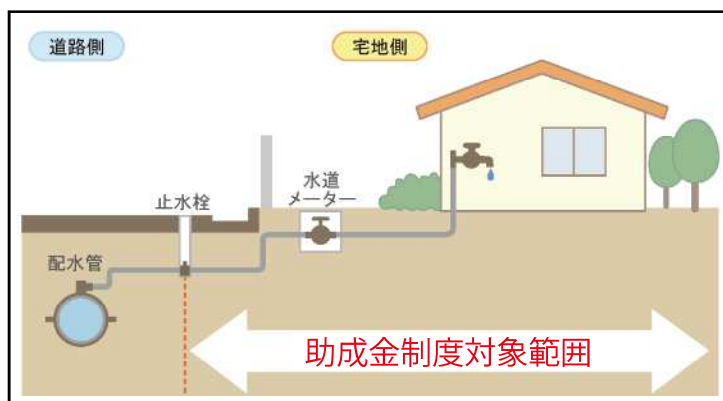
敷地境界から蛇口等までの間に存在する鉛製給水管を鉛以外の材質に取り替える工事を実施するとき、申請により工事代金の一部を補助する制度です。

対象

京都市水道事業の給水区域内における給水装置の所有者

内容

所有者が、敷地境界から蛇口等までの間に存在する鉛製給水管を鉛以外の材質に取り替える工事をするとき
(漏水修繕時に取り替える工事を含む)



助成額

対象となる工事費(消費税及び地方消費税込み)の2分の1です。
ただし、上限15万円が限度額となります。

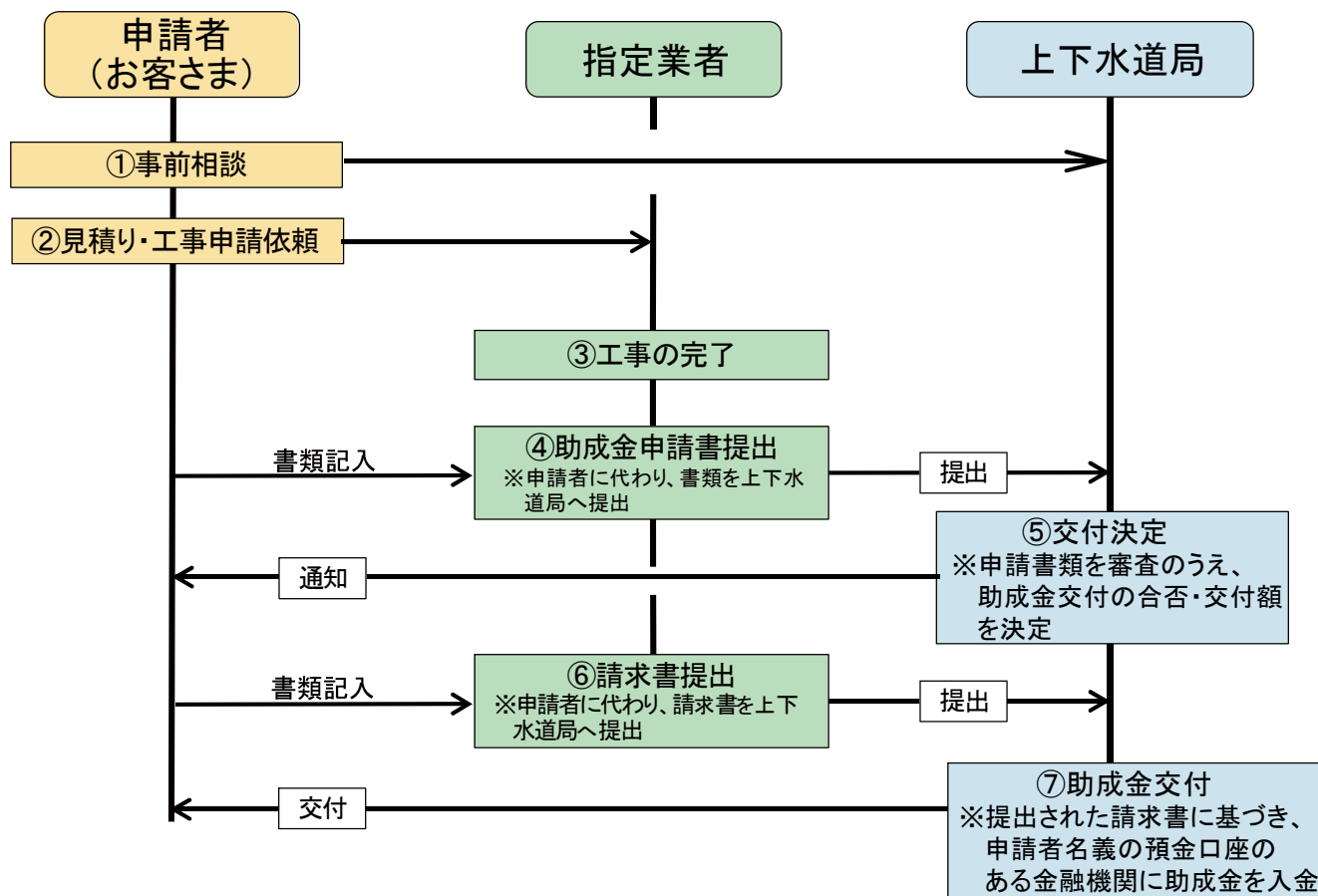
受付期間

各年度4月1日から翌年1月末まで

手続

必ず事前に担当の給水工事事務所(p. 22)へご相談ください。
申請に関する手続きは、工事後に指定業者が上下水道局に代理申請します。

フロー



12

京都市上下水道局への連絡先

(1) 営業所の連絡先

営業所の受付時間	平日：午前 8時30分～午後 5時15分 土、日、祝日：休業日
お客さま窓口サービスコーナー	○電話受付 全日：午前 8時30分～午後9時00分 ○窓口受付 平日：午前 8時30分～午後7時00分 土、日、祝日：午前10時00分～午後5時00分
・上下水道料金のお支払い、口座振替のお申込み ・給水のお申し込み・閉栓の受付 ・水道及び下水道に関するあらゆるご相談の窓口	

● 東部営業所

担当区域：東山区、山科区、伏見区醍醐支所管内

所在地：

〒607-8169

山科区榎辻西浦町1-11

TEL：(075) 592-3058

FAX：(075) 501-1746



● 北部営業所

担当区域：北区、上京区、中京区、左京区

所在地：

〒606-8104

左京区高野竹屋町4-1

TEL：(075) 722-7700

FAX：(075) 722-7704



● 西部営業所

担当区域：右京区(京北地域除く)、西京区

所在地：

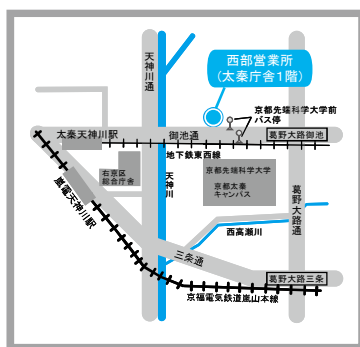
〒616-8084

右京区太秦安井

一町田町14 太秦庁舎1階

TEL：(075) 841-9184

FAX：(075) 801-9629



● 西部営業所京北分室

担当区域：右京区京北地域

所在地：

〒601-0251

右京区京北周山町

上寺田1-1

TEL：(075) 852-1820

FAX：(075) 852-1833



● 南部営業所

担当区域：下京区、南区、伏見区(醍醐支所管内除く)

所在地：

〒612-8062

伏見区鷹匠町33

TEL：(075) 605-2011

FAX：(075) 605-1370



● お客さま窓口サービスコーナー

担当区域：全市内

所在地：

〒601-8116

南区上鳥羽鉾立町11-3

総合庁舎1階

TEL：(075) 672-7770

FAX：(075) 672-7773



(2) 給水工事事務所の連絡先

給水工事事務所の受付時間

平日：午前 8時30分～午後 5時15分
土、日、祝日：休業日

- ・ 給水装置工事の相談、協議、申請
- ・ 給水装置工事の設計審査、しゅん工検査の実施
- ・ 加入金、負担金の受付
- ・ 開発工事の協議
- ・ 鉛製給水管取替工事助成金制度に関する相談・申請
- ・ 水道管の埋設状況の閲覧及び写しの交付、給水装置図書の閲覧および複写
- ・ 配水管の水圧情報の確認

● 給水工事事務所(北部担当)

担当区域

北部工事第1係：北区、上京区的一条通以北、左京区

北部工事第2係：上京区的一条通以南、中京区、右京区、西京区（外畑地区除く）

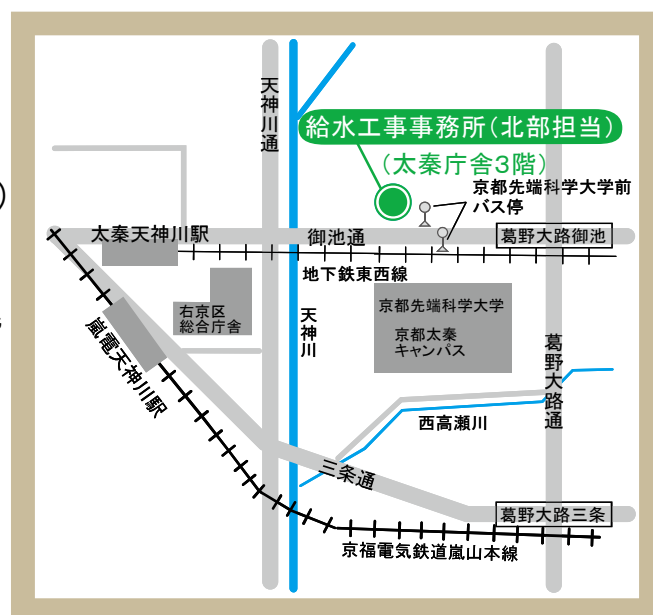
所在地：〒616-8084

右京区太秦安井一町田町14 太秦庁舎3階
(地下鉄「太秦天神川」駅下車、東へ徒歩約5分/
市バス「京都先端科学大学前」バス停下車)

電話：北部工事第1係 (075) 841-3126

北部工事第2係 (075) 841-3127

FAX：(075) 841-9251



● 給水工事事務所(南部担当)

担当区域

南部工事第1係：山科区、下京区、南区、伏見区醍醐支所管内

南部工事第2係：東山区、西京区外畑地区、伏見区（醍醐支所管内除く）

所在地：〒601-8116

南区上鳥羽鉾立町11-3 総合庁舎2階
(地下鉄「十条」駅下車、徒歩約5分/
近鉄「十条」駅下車、徒歩約8分)

電話：南部工事第1係 (075) 672-3507

南部工事第2係 (075) 672-3511

FAX：(075) 682-3951



お問い合わせ先一覧

・水道及び下水道に関するあらゆるご相談の窓口（詳しくは、p. 21をご覧ください）

名 称	所在地	担当区域	電話番号
東部営業所	山科区柳辻西浦町1-11	東山区、山科区、 伏見区醍醐支所管内	(075) 592-3058
北部営業所	左京区高野竹屋町4-1	北区、上京区、中京区、 左京区	(075) 722-7700
西部営業所	右京区太秦安井一町田町14 太秦庁舎1階	右京区（京北地域除く）、 西京区	(075) 841-9184
西部営業所京北分室	右京区京北周山町上寺田1-1	右京区京北地域	(075) 852-1820
南部営業所	伏見区鷹匠町33	下京区、南区、伏見区 （醍醐支所管内除く）	(075) 605-2011
お客さま窓口サービスコーナー	南区上鳥羽鉾立町11-3 総合庁舎1階	全市内	(075) 672-7770

・給水装置工事に係る業務全般（詳しくは、p. 22をご覧ください）

名 称	所在地	担当区域	電話番号
給水工事事務所 （北部担当）	右京区太秦安井一町田町14 太秦庁舎3階	北部工事第1係 北区、上京区の一条通以北、左京区	(075) 841-3126
		北部工事第2係 上京区の一条通以南、中京区、右京区、 西京区（外畑地区除く）	(075) 841-3127
給水工事事務所 （南部担当）	南区上鳥羽鉾立町11-3 総合庁舎2階	南部工事第1係 山科区、下京区、南区、 伏見区醍醐支所管内	(075) 672-3507
		南部工事第2係 東山区、西京区外畑地区、 伏見区（醍醐支所管内除く）	(075) 672-3511

・貯水槽水道設置の届出受付

名 称	所在地	担当区域	電話番号
医療衛生センター	中京区御池通高倉西入高宮町200番地 千代田生命京都御池ビル 2階（西部） 6階（北東部、中部、南東部）	北東部方面担当 北区、上京区、左京区、東山区	(075) 746-7211
		中部方面担当 中京区、下京区	(075) 746-7212
		南東部方面担当 山科区、南区、伏見区	(075) 746-7213
		西部方面担当 右京区、西京区	(075) 746-7214

この印刷物が不要になれば
「雑がみ」として古紙回収等へ！



このパンフレットに関するお問い合わせは
〒601-8116 京都市南区上鳥羽鉾立町11-3（総合庁舎4階）
京都市上下水道局 水道部 水道管路課
TEL: 075-672-7749 FAX: 075-691-6140
<https://www.city.kyoto.lg.jp/suido/>



令和7年4月作成